

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第26号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（環境局）</p> <p><b>第6条の3</b> 環境局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>環境政策課（略）</p> <p>環境対策課</p> <p>環境保全係 大気環境係 水環境係</p> <p>資源循環推進課（略）</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、環境対策課に自然共生室を置き、同室に自然保護係及び鳥獣管理係を置く。</u></p> <p>（観光文化スポーツ部）</p> <p><b>第6条の7</b> 観光文化スポーツ部に次の課、室及び係を置く。</p> <p>観光企画課・国際観光推進課（略）</p> <p>文化課</p> <p>文化政策係 文化資源活用推進係 埋蔵文化財係 芸術文化振興室 <u>世界遺産室</u></p> <p>スポーツ課（略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p><b>第9条</b> 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局（略）</p> <p>総務部</p> <p>財政課（略）</p> <p>人事課</p> <p><u>(1)</u>（略）</p> <p><u>(2)</u>（略）</p> <p><u>(3)</u>（略）</p> <p><u>(4)</u>（略）</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p><u>(9)</u>（略）</p> <p>行政改革課</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 県庁働き方改革の推進に関する事項</u></p> <p><u>(3)</u>（略）</p> <p><u>(4)</u>（略）</p>	<p>（環境局）</p> <p><b>第6条の3</b> 環境局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>環境政策課（略）</p> <p>環境対策課</p> <p>環境保全係 大気環境係 水環境係 <u>自然共生室</u></p> <p>資源循環推進課（略）</p> <p>（観光文化スポーツ部）</p> <p><b>第6条の7</b> 観光文化スポーツ部に次の課、室及び係を置く。</p> <p>観光企画課・国際観光推進課（略）</p> <p>文化課</p> <p>文化政策係 文化資源活用推進係 埋蔵文化財係 芸術文化振興室 <u>世界遺産登録推進室</u></p> <p>スポーツ課（略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p><b>第9条</b> 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局（略）</p> <p>総務部</p> <p>財政課（略）</p> <p>人事課</p> <p><u>(1) 県庁働き方改革の推進に関する事項</u></p> <p><u>(2)</u>（略）</p> <p><u>(3)</u>（略）</p> <p><u>(4)</u>（略）</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p><u>(9)</u>（略）</p> <p><u>(10)</u>（略）</p> <p>行政改革課</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2)</u>（略）</p> <p><u>(3)</u>（略）</p>

- (5) (略)  
(6) (略)  
法務文書課～総務事務センター (略)  
環境局～産業労働部 (略)  
観光文化スポーツ部  
観光企画課・国際観光推進課 (略)  
文化課

- (1)～(6) (略)  
(7) 世界遺産に関する事項  
(8)～(13) (略)  
スポーツ課 (略)  
農林水産部  
農業総務課

(1)～(7) (略)

- (8) (略)  
(9) (略)  
地域農政推進課～治山課 (略)  
農地部～出納局 (略)

2 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)～(11) (略)  
(12) 佐渡地域振興局  
健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)  
地域整備部  
総務課～道路課 (略)  
河川・砂防課 (略)  
  
建築課～県民サービスセンター (略)

2～12 (略)

(分掌事務)

**第12条** (略)

2～11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)  
地域整備部  
総務課～道路課 (略)  
河川・砂防課

- (1) (略)  
(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課、港湾課及び漁港課の所管に属する事項を除く。）  
(3) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び雪崩対策工事の執行に関する事項

(4) (略)

- (4) (略)  
(5) (略)  
法務文書課～総務事務センター (略)  
環境局～産業労働部 (略)  
観光文化スポーツ部  
観光企画課・国際観光推進課 (略)  
文化課

- (1)～(6) (略)  
(7) 世界遺産登録に関する事項  
(8)～(13) (略)  
スポーツ課 (略)  
農林水産部  
農業総務課

(1)～(7) (略)

(8) 農住組合に関する事項

- (9) (略)  
(10) (略)  
地域農政推進課～治山課 (略)  
農地部～出納局 (略)

2 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)～(11) (略)  
(12) 佐渡地域振興局  
健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)  
地域整備部  
総務課～道路課 (略)  
治水課 (略)  
砂防課  
建築課～県民サービスセンター (略)

2～12 (略)

(分掌事務)

**第12条** (略)

2～11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)  
地域整備部  
総務課～道路課 (略)  
治水課

- (1) (略)  
(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課、砂防課、港湾課及び漁港課の所管に属する事項を除く。）

(3) (略)

(5) (略)

建築課～県民サービスセンター (略)  
13～26 (略)

(組織)

第122条 工業技術総合研究所に次の課、室、センター及び係を置く。

総務課 (略)

企画連携室

技術統括センター

(分掌事務)

第123条 工業技術総合研究所の課、室及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(4) (略)

(5) 企画連携室及び技術統括センターに属しない事項

企画連携室

(1)・(2) (略)

(3) 職員(技術職員に限る。)の研修の企画及び実施に関する事項(技術統括センターの所管に属する事項を除く。)

(4) 工業技術に関する企業間連携及び産学官金連携に関する事項

(5) 工業技術に関する情報の収集及び提供に関する事項(技術統括センターの所管に属する事項を除く。)

(6) 各技術支援センターとの技術業務の連絡調整に関する事項(技術統括センターの所管に属する事項を除く。)

(7) その他工業技術の振興に関する事項(技術統括センターの所管に属する事項を除く。)

技術統括センター

(1) 工業技術に関する研究開発の計画及び実施に関する事項

(2) 工業に関する技術指導の管理及び調整に関する事項

(3) 職員(技術職員に限る。)の研修(研究開発及び技術指導に係るものに限る。)の企画及び実施に関する事項

(4) 工業技術に関する情報(研究開発及び技術指導に係るものに限る。)の収集及び提供に関する事項

(5) 各技術支援センターとの技術業務の連絡調整(研究開発及び技術指導に係るものに限る。)に

(4) (略)

砂防課

(1) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び雪崩対策工事の執行に関する事項

(2) 砂防設備等の災害復旧工事の執行に関する事項

建築課～県民サービスセンター (略)  
13～26 (略)

(組織)

第122条 工業技術総合研究所に次の課、室、センター及び係を置く。

総務課 (略)

企画管理室

研究開発センター

(分掌事務)

第123条 工業技術総合研究所の課、室及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(4) (略)

(5) 企画管理室及び研究開発センターに属しない事項

企画管理室

(1)・(2) (略)

(3) 職員(技術職員に限る。)の研修の企画及び実施に関する事項

(4) 工業技術に関する情報の収集及び提供に関する事項

(5) 各技術支援センターとの技術業務の連絡調整に関する事項

(6) その他工業技術の振興に関する事項

研究開発センター

関する事項

(6) その他工業技術の振興（研究開発及び技術指導に係るものに限る。）に関する事項

2 下越、県央、中越及び上越の各技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) (略)

(3) 工業技術に関する研究開発に係る相談に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 素材応用技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) (略)

(3) 素材の応用技術に関する研究開発に係る相談に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) その他素材の応用技術の振興に関する事項

(設置)

第132条 (略)

2 農業総合研究所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり研究センター及び農業技術センターを置く。

名 称 位 置

(略)

農業総合研究所中山間地域 (略)

農業研究センター

(略)

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 各研究センター及び佐渡農業技術センターとの業務（研究業務を除く。）の連絡調整に関する事項

(4)・(5) (略)

企画経営部

(1)・(2) (略)

(3) 各研究センター及び佐渡農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項

(4) (略)

工業技術に関する研究開発の実施に関する事項

2 下越、県央、中越及び上越の各技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 素材応用技術支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(設置)

第132条 (略)

2 農業総合研究所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり研究センター及び農業技術センターを置く。

名 称 位 置

(略)

農業総合研究所高冷地農業 (略)

技術センター

農業総合研究所中山間地農 長岡市

業技術センター

(略)

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 各研究センター及び各農業技術センターとの業務（研究業務を除く。）の連絡調整に関する事項

(4)・(5) (略)

企画経営部

(1)・(2) (略)

(3) 各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項

(4) (略)

企画調整室 (略)  
 基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
 2～5 (略)  
 6 中山間地域農業研究センターの分掌事務は、次のとおりとする。  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 中山間地域の農業技術の研究に関する事項  
 (4) (略)  
 (5) 中山間地域の農業及び農村の振興に係る調査研究に関する事項

7 (略)

(総括政策企画員等)  
**第177条** 知事政策局政策企画課及び福祉保健部地域医療政策課に総括政策企画員を置くことができる。  
 2 (略)

**第181条の2** (略)

(電気調整員)  
**第181条の3** 農地部農地建設課に電気調整員を置くことができる。

**第181条の4** (略)

**第213条** 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
新潟県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第8条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議	私立学校法第8条第1項

(略)  
 新潟県後期 高齢者の医療の確保 (略)

企画調整室 (略)  
 基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
 2～5 (略)  
 6 高冷地農業技術センターの分掌事務は、次のとおりとする。  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 高冷地の農業技術の研究に関する事項  
 (4) (略)

7 中山間地農業技術センターの分掌事務は、次のとおりとする。  
 (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項  
 (2) ほ場の管理及び運営に関する事項  
 (3) 中山間地域の農業技術の研究に関する事項

8 (略)

(総括政策企画員等)  
**第177条** 知事政策局政策企画課に総括政策企画員を置くことができる。  
 2 (略)

**第181条の2** (略)

**第181条の3** (略)

**第213条** 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
新潟県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議	私立学校法第9条第1項

(略)  
 新潟県後期 高齢者の医療の確保 (略)

<p>高齢者医療 審査会</p> <p>に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（<u>同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する処分を含む。</u>）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務</p> <p>(略)</p>	<p>高齢者医療 審査会</p> <p>に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（<u>被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。</u>）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務</p> <p>(略)</p>
--	---

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第213条の表新潟県後期高齢者医療審査会の項の改正は、公布の日から施行する。